山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 4 号 平成 2 7年 (2015年) 1月 2 9日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条 第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

- 報告内容
 別紙のとおり
- 2 報告書提出先山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日平成27年1月29日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条 第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

建設部

土木課、都市計画課、下水道課及び建築住宅課

3 監査の期間

平成26年12月8日から平成27年1月22日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、 地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知された い。

(1) 行政財産管理について

ア 行政財産使用許可申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

【都市計画課・建築住宅課】

イ 行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切な ものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

【土木課・都市計画課・下水道課・建築住宅課】

ウ 市営住宅の管理において、別敷地建替えにより集約化が検討されて いる老朽化住宅が借地に存在しているものがある。

入居者の安全確保・居住水準の向上や適正な管理をする観点や早期 に整理・統合を進めるためにも、建替えの方針について改めて周知す るとともに居住者に対して住替えの依頼に努められたい。

【建築住宅課】

(2) 滞納整理事務について

ア 手数料の滞納整理に係る事務処理に一部不適切なものがある。関係 法令等を遵守し、適切に処理されたい。

【土木課】